商人貴族論の射程

- 貴族は有用な市民か? -

森村 敏己

はじめに

「商人貴族論争」とは、狭い意味では貴族の商業活動への参入を求めたアベ・コワイエの『商人貴族論』の出版を契機に1756年から1759年まで続いた論争を指している。この間に出版された 18の作品とそれらに言及した定期刊行物がいわば直接的な参加者だが、同時期、別の問題を主要なテーマとしながらもこの論争に触れた作品は他にも存在するし $^{(1)}$ 、また貴族が商業活動を行うことの是非は17世紀から議論されていた。さらに1759年以降も革命直前までこのテーマは折に触れて取り上げられることになる。つまり、「商人貴族論争」とは極めて長い射程を持つ論争なのである。

近年、修正主義への批判という観点からこの「商人貴族論争」の再解釈が行われている。 $J \cdot M \cdot \Lambda$ スミスは革命直前に生じた激しい反貴族主義的思潮を、修正主義では偶発的な政治状況からしか説明できないとし、また、貴族が多様化し、上層貴族が一部のブルジョワジーと融合してエリート層を形成することで身分制社会が時代遅れのものとなっていたとしたら、なぜ革命直前まで売官職を通じて貴族に成り上がろうとする動きは衰えなかったのかと問う。そして貴族と身分制社会の是非をめぐる議論は革命前夜に突如噴出したのではなく、名誉心と徳と祖国愛をめぐる長い論争の結果だとして、「商人貴族論争」の中心テーマは有益性やメリットといった概念を用いて貴族および名誉心を再定義することにあったとしている (2)。同じく $J \cdot$ ショヴリンも革命前夜の反貴族主義を商業社会の発展を背景にした思想的な対立が徐々に生み出したものとして捉える。そして、商業利益の確保と公益の実現を両立させる上で名誉心の活用が鍵となった際、名誉心を貴族に固有のものとするか、フランス人全体の国民的性格として位置づけるかを問題にし、貴族の伝統的な名誉観を商業発展への障害物として批判したのがコワイエだとする (3)。また $H \cdot$ クラークは、身分制社会に商業社会を接ぎ木できるかどうか、言い換えれば「商人貴族」はフランスの国制を変更することになるかどうかがこの論争において問われていたテーマなのだとしている (4)。

一方で、貴族に商業活動を求める議論は17世紀以来幾度も行われ、その意味ではコワイエの主張は目新しいものではなかったことを思えば、18世紀の半ばになぜこの論争が注目を集めたのかも重要な問題である。U・アダムによれば、貴族は経済活動をしないことの埋め合わせとなるような役割を果たしているのかという疑問を突きつけることで、この論争は貴族身分とその特権ひいては身分制社会そのものへの厳しい批判に結びついているのだという⁽⁵⁾。

筆者自身も、軍事的な意味合いが強く、自己犠牲の代償とされていた名誉という概念を、「祖国への貢献」という名のもとに公的有益性という観点から再解釈し、その結果、身分制社会の基盤を揺るがす可能性を孕んだ議論として商人貴族論争を分析したことがある⁽⁶⁾。その意味で上記

のような解釈に賛同するが、本稿では、この論争と同じ時期に通商局内部で議論されていた新た な勅令計画も分析対象に加えることで、18世紀のフランスにおいてこのテーマが提起していた問 題の広がりをあらためて考察したい。

一 商業の活性化と貧乏貴族

コワイエが1756年に提起した問題は以前から意識されていた。貴族が商業に従事することを禁じた特権喪失法(*)を早い時期に批判したことで知られる『名誉ある商業』は1646年に出版されている。この作品で著者は、フランスでは商業および商人に対する評価が不当に低いために資産が商業ではなく官職購入に向かい、これが商業不振の原因となっていること、武勇のみが名誉であり、利益追求は貪欲に過ぎないとしてこれを非難するのは誤りであること、事物を評価する、そして行為の気高さを測る規準は公的な有益性にあり、その意味で商業は名誉ある職業であること、また、とくに海上貿易には軍事的な要素が強く貴族に相応しいことなど、コワイエと彼を支持する論者たちの主張の多くを先取りしている(*8)。両者のもっとも大きな違いは、『名誉ある商業』が注目を浴びることなく忘却されたのに対して、コワイエの作品が四年にもおよぶ論争を引きおこしたことである。

ここで貴族に商業への参入を求める議論が何を目的としていたかを確認しておこう。基本的な狙いは商業の社会的ステイタスを高めることで、商業を活性化することである。フランスでは商業は卑しい職業とされていた。商業の重要性を論じた著作の多くはそれについて憤りを表明している。ジャック・サヴァリによればコレージュに通う貴族の子弟は自分より身分の低い者を「店員の倅」と嘲ったという⁽⁹⁾。このため貴族が身分に相応しくないとして商業に関与しないことはもちろん、成功した商人までもが自らの職業への低い評価を嫌い、社会的上昇を求めて商業から資産を引き上げ、官職や土地を購入し、貴族に成り上がろうとした。その結果フランスでは何世代にも渡って商業を続ける富裕な家系が少なく、商業は資本と人材をともに欠くことになった。1629年以降、王権が積極的に進めた特権喪失法の緩和策は貴族に商業への参加を促すことと並んで、大規模商業を営む有力商人であるネゴシアンたちに貴族身分を与えることを柱としているが、いずれも貴族身分という栄誉と特典を結びつけることで商業と商人を名誉ある存在にすることを目的としていた。それによって貴族の持つ資産を商業に投資させるだけでなく、ネゴシアンたちが貴族身分を獲得した後も商業を続けられるような環境を整えようとしたのである。

もうひとつの目的は貧乏貴族の救済である。一見するとコワイエはこの点を自らの主張の重要な柱としているように見える。『商人貴族論』でも商業に従事することで貧しい貴族は貧困から抜け出せることが強調されるし、自説に向けられた批判に答えるため翌年に出版した『商人貴族体系の展開と擁護』でも、貧しい貴族はどのように商業において成功し、富を手にできるかが具体的に論じられている。しかし、コワイエが『展開と擁護』であらためてこの問題を取り上げた理由は、彼が本当に貧乏貴族の救済にこだわったからだとは思えない。コワイエが描く田舎貴族とは、貧困に苦しみ、そのため士官ポストを手に入れることもできず、結果として何の役にも立つことなく無為に過ごし、そのくせ商業は卑しいという偏見に囚われて現状を打破することもできない、粗野で暴力的な連中である⁽¹⁰⁾。こうした描写には貧乏貴族への同情などまるで感じられない。むしろ彼らへの軽蔑と苛立ちだけが目につくといってよい。コワイエが貧乏貴族の問題

を再論したのは、実は商業による貧乏貴族の救済という彼の主張が『商人貴族論』においてもっとも説得力を欠く部分だったからに他ならない。

実際、コワイエに対する批判の多くはこの問題に向けられている。貧しい貴族にはそもそも商業を始める資金がない、小売業なら大きな資本は必要ないが、身分の低い顧客たちにも丁重に接するなど貴族の誇りが許すはずがない、逆に商業に投資するだけの資産がある富裕な貴族であれば、商業によって経済的困窮から抜け出す必要はない、またコワイエは商業に従事すれば確実に儲かるかのような幻想を振りまいているが、商業にはリスクがつきものである、コワイエは海上貿易や在外商館勤務を勧めるが、商業の経験も知識もない貴族が優先的に雇われるはずがない、商船に乗るにしても結局は見習水夫になるより他にない、等々 $^{(11)}$ 。こうした見解はコワイエに好意的な論者からも表明されている。とくに貧乏貴族には資金がないが、かといって小売業への強い蔑視を考えれば彼らが小売業に甘んじるはずがないことは多くの論者が共通して認めていた $^{(12)}$ 。コワイエこそが貴族の偏見を打ち破れる人物であり、特権喪失法の廃止要求は良き市民たるに値する行いだとして彼を賞賛した『トレヴー』も $^{(13)}$ 、商人貴族論は貧しい貴族に商業を始める資金がないという難問を解決していないとしている $^{(14)}$ 。『商人貴族論』を「下らぬ偏見を攻撃し、有益な真理によって置き換えようとしている $^{(15)}$ と評した『ジュルナル・デ・サヴァン』もまた、貧乏貴族に商業の元手はなく、資産のある貴族には商業は必要ないという、コワイエの論敵シュヴァリエ・ダルクが指摘するジレンマは説得的だと認めざるをえない $^{(16)}$ 。

特権喪失法の緩和を求める議論の中で貧乏貴族の救済が重視されてきたのは事実である。貴族に海上貿易を認めた1629年の勅令も、商業の活性化を目的としただけでなく、1614年の三部会および1627年の名士会において海上貿易の許可を求めた貴族の要望に応えるという側面をもっていた。マルセイユ貴族に対して特権を喪失することなく海上貿易に従事することを承認した1566年の公開王状も、土地が狭く領地からの収入が期待できないためレヴァント貿易に活路を求めざるを得ない彼らからの請願によって発布されたものである⁽¹⁷⁾。また17世紀の系譜学者であったドゥ・ラ・ロックも、貴族が貧困によって没落するのであれば、これを避けるために商業に従事するのは当然であり、貴族による商業は合法的であるばかりか必要でもあるとしている⁽¹⁸⁾。さらに、厳格な貴族改めを要求し、身分違いの結婚に反対し、売官制を廃止して軍と宮廷でのポストに関して貴族優先の原則を確立するよう求めるなど、強烈な貴族イデオロギーに貫かれたフェヌロンの『統治計画案』も、貴族身分を維持するためには卸売業を行う自由が必要だと主張する⁽¹⁹⁾。

商業と商人に名誉を与えることによる商業の活性化と貧乏貴族に対する財政基盤の提供。この二つの目的は17世紀以来、このように明確に意識されており、なおかつ18世紀になってもその重要性は変わっていない。では、なぜコワイエの『商人貴族論』だけが激しい論争の的となり得たのか。

18世紀半ばには商業大国イングランドとの対抗関係は前世紀よりはるかに強く意識されるようになっていた。ましてコワイエが作品を発表して数ヶ月後には七年戦争が勃発している。後世から見ればこの戦争は18世紀における英仏の植民地争いに決着をつけ、のちの大英帝国建設の礎を築くものとなった。もちろん当時の人々はそのような結末を知る由もないが、しかし、イングランドへの対抗意識がいやが上にも高まっていたことは間違いない。コワイエはイングランドに比べフランス商業は大きく後れを取っているという危機意識を議論の出発点としており、貴族が商

業に従事しているイングランドの国制とフランス君主制との比較、フランスはイングランドを手 本にすべきか否かという問題は「商人貴族論争」の重要なテーマとなっていた。さらに、世紀半 ばから革命までの数十年間に商業や農業など広い意味での経済問題をテーマとした作品は2000点 以上も出版されており、こうした関心の高まりは1750年代から顕著になるとされる(20)。これら の要因がコワイエが注目を浴びた原因であることは間違いないが、こうした状況はいわば「商業 の重要性|という、前世紀から政府や一部の論者にとっては自明であった認識が広く共有される ようになったことを示しており、商人貴族論自体にそれまではなかった新しい要素を付け加える ものではない。むしろ、以下に述べるように、商業の重要性に対する意識の高まりは、もうひと つのテーマである貧乏貴族に対する見方を変えたと見るべきであろう。17世紀において特権喪失 法の緩和に積極的な論者にとって、貧乏貴族の窮状は同情すべきものであり、彼らに商業という 財政基盤を提供し、没落を防ぐことが商人貴族論の目的のひとつとされていた。コワイエはこの 伝統的議論の流れを引き継ぐように見せてはいるが、すでに述べたように彼には貧乏貴族に対す る同情の念は少しも見られない。彼が目指したのは貧乏貴族の救済ではない(21)。あくまで商業 の発展を妨げている愚かしい偏見を取り除くことが重要だったのである。ではなぜコワイエは自 らにとって重要な目的ではなく、かつ、もっとも批判を浴びたことが示すように、説得力に欠け る貧乏貴族救済論をあえて前面に押し立てたのだろうか。

二 身分制社会への批判

コワイエが説得力を欠く貧乏貴族救済論を強調せざるを得なかった理由は、商業を勧めている 相手は富裕な貴族ではないと彼自身が主張したからである。商業により手に入る富は何よりも大 きな魅力であり、貴族に商業が許されれば、誰も苦しい軍務に好んで就くものなどいなくなり、 すべての貴族が商人となってしまい、国を守る人間が存在しなくなる。反対派に共通するこうし た議論に対してコワイエは、商業によって豊かになれば貴族は本来の軍事的栄光を目指して軍人 になるはずであり、商業に従事するのは貧しい間だけだと主張する(22)。そして商業が必要なの は軍人になりたくてもなれない貴族、貧しさゆえに妻子に衣服も買ってやれない貴族なのだとい う(23)。しかし、繰り返し指摘しているように、資金も経験もない貧乏貴族が商業で成功するこ とは極めて難しい。それに貴族身分をもちながら実際に商業を行う人間は世紀の後半になって増 加するが、彼らは貧乏貴族などではなかった。その多くは貴族身分を得た商人である。つまり、 貧乏貴族が商業の世界に飛び込んだのではなく、もともと商業に従事していた人間が貴族身分を 得たのちも実業界に留まったのである。もちろん商業に手を染める貴族もいた。G・リシャール はとくに18世紀後半に顕著となる貴族の経済活動を論じているが、その中心は富裕な貴族だった し(24)、またパリの貴族を分析したマロによれば大規模な会社に投資したのは血統王族をも含む 大貴族であった⁽²⁵⁾。つまり現実の商人貴族はコワイエの主張とはおよそ異なる形で進行していっ たのである。

コワイエは貴族が一義的には軍人であることを否定しないように見える。しかし、彼は商業は 国家にとって有益であり、有益である限りにおいて名誉ある仕事であり、名誉ある仕事である以 上、貴族に相応しいという。この論理はすでに見たように『名誉ある商業』にも見られたものだ が、コワイエと彼を支持する論者はこの論理を徹底し、公的な有益性だけを社会的評価の唯一の 尺度とすることで、軍人による名誉の独占を批判し、ダルクらが名誉に不可欠とする自己犠牲の 意義を否定する(26)。そして、こうした議論の論理的帰結として、積極的に祖国の役に立ってい ない貧乏貴族は貴族身分という名誉に値しないと主張するのである。コワイエは働かずに生きる ことは国家に対する盗みであるとし⁽²⁷⁾、貧乏貴族を「役立たず」として非難する⁽²⁸⁾。貧乏貴族 を救いたい、そのためには商業の世界に飛び込めというコワイエの誘いは見せかけの甘言に過ぎ ない。実際には商業の重要性が高まり、それが財政的にも軍事的も国家にとって最重要課題になっ ている時代に、軍務にも就けず、かといって何の経済活動にも従事せず貧困に甘んじている貴族 は国家にとって負担でしかない。コワイエによって貧乏貴族は同情と救済の対象から軽蔑と非難 の対象へと変わっているのである。彼は事実上、生まれが持つ価値を認めず、武勇に立脚する伝 統的な名誉観を功利主義的な名誉概念に置き換え、さらには、貴族は軍事、第三身分は経済活動 といったように各身分にはそれぞれ固有の機能があるとする身分制の基本的な原理を否定してい る。コワイエは自説がいかに身分制社会と鋭く対立するものかに気づいていたのだろう。彼は貧 乏貴族救済を前面に掲げ、富裕になった貴族は本来の軍務に就けばよいと主張し、海上貿易には 軍事的要素が強いので貴族に抵抗はないとしているが、これらの議論はいずれも商人貴族論の体 系が身分制社会を揺るがすものだという印象を弱める役割を果たしている。コワイエは正面から 身分制社会を否定することが招く激しい反発を予想しており、それを和らげるために先手を打っ たと見るべきであろう。

このような貴族に対する厳しい見方は単に貧乏貴族だけに向けられていたのではない。売官制 を通じて貴族身分を獲得するというルートが存在する以上、貧しいか否かにかかわらず、貴族身 分は必ずしも祖国への貢献への報酬ではなく、また名誉の証でもなくなっていた。1725年から 1789年までの期間に官職購入によって貴族となった人間は8000人を越えるとされるし(29)、革命 が始まったとき貴族の大半は過去200年の間に身分を得た者たちだった⁽³⁰⁾。こうした状況を念頭 に、フォルボネは身分の違いが示すのは肩書きと上席権と特権の有無にすぎないとしている⁽³¹⁾。 つまり貴族身分を所有することは、免税特権その他の利点をもたらし、社会的威信を伴うことは 確かだとしても、その所有者が国家にとって有益な人間であり、名誉ある行いをしてきたことを 何ら保証するものではないのである。言い換えれば貴族身分を保有するという事実だけでは、身 分特権と社会的威信を正当化する根拠とはならない。自らが身分に値する人間であろうとするな らば、貴族は祖国にとって役立つ人間であることを証明してみせる必要がある。だからこそ軍務 に就いていない貴族は、貴族であることを理由に商業を通じた経済的貢献を拒み、無為に過ごす ことは許されないのである。貴族は軍事、第三身分は経済活動という身分別の役割分担をフォル ボネは認めない。身分を問わず各人が何らかの方法で社会的に有用な仕事を果たすことは市民の 義務であり、貴族全員が軍人になるわけではない以上、また、実際に貴族は多様な仕事に就いて いる以上、彼にとって貴族が商業を拒否する理由は存在しないはずであった。こうしたフォルボ ネの見解を受け入れることは、各身分にはそれぞれ固有の役割があるとする身分制の基本原理を 危うくすることである。従って、彼に対抗し、身分制社会を擁護するガルニエは貴族の本質は単 に肩書き、上席権、特権に過ぎないという議論を容認することができない。ガルニエによれば貴 族が就くべき仕事は軍事と司法しかない。どちらにも就いていない貴族はいわば待機中の予備員 だという。そして軍事と司法という二つの仕事に共通するのはいずれも国王の仕事だという点で あり、国王の職務を共有するという意味で貴族の仕事は名誉あるものなのだとされる。一方、商 業はいくら有益であっても私人の職業に過ぎない。国王の果たすべき義務を国王と共に担うことが貴族という存在の本質である以上、貴族は商業に従事することは許されない⁽³²⁾。ガルニエの議論は、現実の貴族のあり方を無視するものだが、それだけに身分制原理と現実との乖離をよく表している。それと同時に、あくまで貴族という集団に一体性を与え、多様な存在である貴族をひとつの団体と見なすことが、貴族と身分制社会の正当性を擁護するイデオロギーにとっていかに重要であったかを示しているといえるだろう。

コワイエたちの狙いは、名誉を軍事による独占から解放し、祖国にとって有益な行為全般への報酬として位置づけることであった。そして、貴族身分についてもそれが名誉ある存在であろうとするなら、貴族は軍事にこだわらず、どのような形であれ国家にとって有益な活動をすべきだとされたのである。いわば、役に立たない貴族は名誉に値せず、貴族を貴族たらしめるのは生まれではなく、社会的貢献の度合いなのである。事実、王権は1629年以来、有力なネゴシアンには貴族身分を与えるとしてきたし、軍事以外の理由で貴族身分を授与されるケースは増加傾向にあった。コワイエらはこうした流れを強化・徹底しようとしたのである。

このような見解がどういった結果を招くについてダルクは強い不安を覚えていた。農業は必要かつ有益な仕事である。もし農業に人手が必要だとなれば、コワイエが商業について主張したことを農業についても行わなければならなくなるだろう。

その結果、軍人貴族、商人貴族に加えて耕作者貴族が誕生することになる。残るは製造業者 貴族だけだ。こうして誰もが貴族となる。つまり貴族はもはや存在しなくなるのである。市 民の間に平等が行き渡り、必然的に君主制は破壊される⁽³³⁾。

有益でさえあれば名誉が得られる、どんな形であれ役に立てば貴族となれる。商人貴族論はそれを要求しているのだというダルクの議論は決して的はずれなものではなかった。事実、1778年にはダルクが挙げた「耕作者貴族」というタイトルをもつ作品が登場する。そこで著者が用いる論理はコワイエと同じものである。つまり、農業は不当な蔑視によって苦しんでおり、それが不振の原因である。そのため社会にとって有益な耕作者に名誉を与えることで農業を活性化する必要があるというのだ⁽³⁴⁾。当時、小売業と並んで借地経営もまた特権喪失法の対象であった。それに対して著者は憤りを隠さない。

危険に立ち向かいながら国富を増すために働いているネゴシアンに日々、貴族身分が与えられているのは当然である。ではなぜ借地経営を行う貴族は特権を奪われるのか?なぜ、ネゴシアンに対するのと同じように、絶えず労働し、常に自らの知識を活用して祖国に恩恵を施す平民である借地農に対して貴族身分が与えられないのか?⁽³⁵⁾

そのうえで著者は農業コンクールを行い、もっとも収穫量を顕著に増加させた土地所有者および借地農に対して免税特権あるいは貴族身分を与えるよう提案するのである⁽³⁶⁾。自己犠牲や武勲といったダルクたちが重視する名誉の条件を取り払い、有益性だけに一本化した場合、名誉を要求できるのは商業だけとは限らない。そして貴族身分が名誉の徴であるなら、それを求める権利を持つのはネゴシアンには限定されないはずである。耕作者貴族の要求は商人貴族論の当然の

帰結であり、その意味でダルクの見通しは正確だったのである。

しかし、商人貴族論は身分制を支持する貴族たちから警戒されただけではない。貴族が自分たちの活動領域に参入してくることは商人たちにとっても批判の対象であった。とくに同業者組合は貴族による自由な商業活動が自分たちの権益を侵すことを強く恐れており、彼らの反対は特権喪失法を緩和する上での重要な障害であった⁽³⁷⁾。では、なぜ通商局に集う商人代表たちは特権喪失法の緩和を推進する立場を取ったのだろうか。そこには貴族に対する彼らの両義的な視線を読み取ることができる。

三 通商局における議論

コルベールの死後、商業政策は財務総監、海事卿、建造物局総監が分担するかたちとなっており、その一元化を図るため海事卿ポルシャントランの進言により1701年、通商顧問会議が復活する。その後ポリシノディの設立と廃止を経て、1722年に通商顧問会議を改組して成立したのが通商局である⁽³⁸⁾。この機関は一般の顧問会議とは異なり、顧問会議裁定という名で立法行為を行うことはなく、あくまで諮問機関として財務総監と海事卿に意見を表明するのが任務であった。しかし、その意見は通常、政策として実現されたという。またこの会議には議決権をもつコミセールや商業監察官に加えて13名の商人代表が出席していた。彼らはいずれも国内の主要な商業都市を代表するネゴシアンたちである。彼らは会議においては求められた場合以外発言してはならず、また議決権も有していなかったが、個別に会合を持ち、そこでの意見を集約して提出される「意見書」はそのまま通商局の見解として採用されることが多かった。いわば彼ら13人は、政府部内においてその選出母体である商業都市の利害を代表する有力商人であるとともに、フランスの商業政策の決定に大きな影響力を及ぼす存在だったとされる。

コワイエの『商業貴族論』が出版されるおよそひと月前の1755年12月4日、通商局の定例会議で貴族に海上貿易および国内外のすべての卸売業を許可することをあらてめて宣言する計画案が朗読され、これを全国の地方長官や高等法院に送付して意見を求めることが決定された。そして2年後の12月には寄せられた回答が紹介されたうえ、それに対する商人代表たちの見解が表明されている。しかし、このときの会議では議決権をもつコミセールたちは商人代表たちの意見をそのまま採用することなく、結論は持ち越され、結局、この計画は実現しなかった⁽³⁹⁾。

しかし、別途まとめられた商人代表たちの「意見書」は彼らが「商人貴族」問題をどのように捉えていたかを知る上で興味深い文書である $^{(40)}$ 。

1701年、復活したばかりの通商顧問会議が行った重要な仕事はこの年の12月に公布されることになる新勅令の準備であった。この勅令は1669年の勅令を一歩進めて、海上貿易に留まらずすべての卸売業を特権喪失の対象外とすることを定めている。通商顧問会議はその目的を「ネゴシアンたちに名誉と格別の敬意の徴を与える」ことで商業および海運業を活性化させることだと説明している⁽⁴¹⁾。ここで示された目的はその後も繰り返し表明される。それは通商顧問会議、のちには通商局の一貫した方針であった。商人貴族論争と同じ時期に検討された勅令計画においてもそれは変わらない。

1755年末に計画された勅令案は基本的には1701年の勅令を踏襲した内容であった。重要な違いは、卸売業を営む者は商事裁判所に氏名を登録し、それを公表することを求めていた1701年の規

定を削除し、司法官を除き、貴族も含めてすべての臣民はいかなる同業者組合に加入する必要も なく、また商事裁判所に氏名を登録・公表することもなく卸売業を営むことができるとした点に ある(42)。当時、外国貿易をはじめとする大規模な商業は合資会社の形式を取って営まれること が多かった。そこでは出資者と経営者は分離しており、経営に参加しない出資者は商人である必 要はなかった。このため貴族による商業への投資は主にこの形態を利用して行われている。しか し、貴族は商業への偏見ゆえに自らが出資者であることを公にするのを嫌がっていた。そのため、 1673年に商業に関する法典を編纂したサヴァリも、すべての出資者が登録・公開されることが本 来であれば望ましいものの、商業への関与を知られることを嫌う貴族がそれによって投資を躊躇 うことがあってはならないとして、出資者に貴族を含む場合は登録・公開は必要ないとしてい る(43)。また1701年の勅令は登録を求めているが、ケスラーによればこの規定は守られていなかっ た。その理由のひとつはやはり貴族の抵抗感への配慮であり、貴族による出資を促すためにも商 人だけによる合資会社を除いて登録・公開は不要とすべきだとした法律家も多かったという(44)。 しかし、通商局が検討した計画案では、貴族であるか否かを問わず、登録・公開は必要ないとさ れている。同業者組合への加入を不要とする文言と並んで、こうした規定は通商局の狙いが貴族 の参入を促すことと並んで、卸売業全般を自由化することにあったことを示している。貴族の卸 売業への参加自体は1701年以来法的には認められているのであり、今回の勅令案で同業者組合か らの反発がもっとも懸念されるのは後者の点であっただろう。

しかし、商事裁判所への登録・公開は不要とする規定が、現状の追認に過ぎないとはいえ、貴族による投資をいっそう促すことを目的のひとつとしていることは確かである。貴族による商業への積極的な参加は、商業の活性化のために「ネゴシアンに名誉と格別の敬意の徴を与える」という方針を具体化するための伝統的な方法であった。「意見書」において商人代表たちは計画案に対して全国から寄せられた意見に対する見解を示す前に、この件はフランス商業の未来を左右する重要問題であり、ネゴシアンが育成されるか否かはその成否にかかっているとして、まず商業の重要性を論じることから始めている。商業の繁栄は国家の繁栄と緊密に結びついており、商業は人口を拡大させ、農業の発展を促し、国の財政を支えている。このように主張した上で商人代表たちは、商業には名誉を汚す要素が存在するのか、それとも自由で有用な仕事なのかと問い、後者であるならば貴族も従事できるはずだという。そして商業を卑しめる不幸な偏見を除去し、商業とは名誉ある行いであり、代々商業に携わる家は尊敬の対象となって商業を続けられるようにすることが求められていると主張する。彼らにとって、貴族の商業への参加は商業への偏見を打破し、貴族身分が持つ社会的威信を商業の地位向上に利用するための有効な手段なのである。それによって富裕な商人が土地や官職を購入し、商業から引退するという慣行はなくなり、商業の中に資本と経験が蓄積されていくことになる。

このような商人代表たちの議論はコワイエの主張と基本的には同じものだと言ってよい。決定的な違いは、コワイエが表向き強調した貧乏貴族の救済という論点が商人たちの意見書にはまったく存在しないことである。貧しく社会的威信もない貧乏貴族が見習水夫や小売業の店員に甘んじたところで商業への評価が高まるわけではない。求められているのは社会的威信と商業活動の結合であり、貴族のもつ資産と名誉を商業に投じることであった。いわば貴族の富と名声は商人代表たちにとって商業活性化の手段なのであり、資産も名誉も欠く貧乏貴族は彼らの視野にはじめから入っていなかったのである。

新たな勅令案を支持したのは商人代表たちだけではない。計画案を送付され、意見を求められ た全国の地方長官と高等法院もほとんどがこれに賛成している(45)。高等法院についてはパリの み回答を寄せていないが、その他の十一の高等法院および三つの最高評定院のうち、反対を表明 したのはグルノーブルとポーの高等法院のみである⁽⁴⁶⁾。このうちグルノーブル高等法院の意見 は『文芸年鑑』に掲載されたためその全文を読むことができる。それによれば三身分の区別を維 持することは君主制にとって不可欠の条件であり、貴族の本質である名誉心は、商業における利 益追求の精神と相容れない。そのため貴族が商業に従事することは身分間の区別を消滅させてし まう。貴族は軍事と司法、第三身分は経済活動によってそれぞれ国家に貢献することこそが君主 制本来のあり方だという⁽⁴⁷⁾。このように身分制への脅威だとして商人貴族に反対するのはコワ イエを批判する陣営に共通する態度であり、また商人代表の要約によればポーの高等法院も同様 の趣旨の反対意見を述べているようだ。しかし、高等法院全体の中ではこうした意見は少数派に 過ぎない。一方、地方長官はどうか。なぜかリヨンとメスの地方長官から回答はなかったが、残 る三十名のうち二十八名は計画案に賛成。あとの二名のうちポワティエの地方長官は卸売業一般 には卑しい要素があるとして、海上貿易を除いて貴族は商業に従事すべきではない、ゆえに卸売 業一般を認めた1701年の勅令ではなく海上貿易のみを許可した1669年の勅令に戻るべきだとして いる。またアルザスの地方長官はすでに存在する勅令で十分であり、これ以上の措置は必要ない という。さらに、同じく諮問を受けていたパリ警察総代は商事裁判所への氏名の登録と公表は貴 族・非貴族を問わず必要であり、また富と身分というふたつの利点を結合させることでネゴシア ン以外の職業が地位を低下させるのは問題である、それにネゴシアンが名誉ある職業となれば彼 らは娘を貴族と結婚させることもなくなるだろうが、それは財産のない貴族にとって不都合であ る、としている。だが、高等法院と同じく、地方長官もその圧倒的多数は計画案を支持していた。 つまり司法と行政におけるエリート官僚たちの多くは商業の活性化のために貴族の資産と社会的 威信を積極的に活用するという方針に賛成だったのであり、それが身分制社会に深刻なダメージ を与えるとは考えていなかった。そもそも地方長官が管轄区域における経済発展に力を注ぐのは 当然である。それに、高等法院の評定官たちは合資会社への投資によって資産を運用することに 積極的な人々だった。

しかし、いくつかの点については解決すべき疑問点や問題点が指摘されている。商人代表たちはそれを七つの項目に整理し、それぞれについて見解を表明しているが、そのうちの三つは注(46)で述べたブルターニュ慣習法の問題とフランシュ=コンテから他の地方に穀物を運び出す際に課されている税を廃止すべきか否か、そして1669年および1701年の勅令が送付されていない地方にこれをあらためて送付すべきかといった、ローカルな、あるいは技術的な問題に過ぎない。また職務専念義務との関係で司法官には商業を禁じる規定を残すかどうかも問題とされているが、これも本稿のテーマとは直接の関わりはない。さらに、予想される同業者組合からの反発にどう対応するかも検討課題とされたが、すでに述べたように、この点に関わって重要だったのは非貴族であっても卸売業者は同業者組合に加入する義務はなく、商事裁判所に登録する必要もないとした規定であり、焦点は貴族による商業ではなく、卸売業全般の自由化である。そのため、本稿で検討すべきは以下の二点である。

第一は、特権喪失法緩和の対象から小売業を除外するという規定を存続させるべきか否か。また、商業に従事する貴族は商業に対して課される税を負担すべきか否か。

第二は、商業に関する限り、貴族は商事裁判所に服するべきか、さらに商人から選ばれる商事 裁判所判事などの地位に貴族は選出されうるか、そして選出された場合、職務を遂行する義務を 負うか。

第一の問題について商人代表たちの見解は割れたようだ。少数派は商業への偏見を打破するためには卸売、小売りを問わず、商業一般を特権喪失法の対象外とすべきだと主張した。これはコワイエと同じ議論である。ただし、彼らも小売業はそれを独占的に行う特権を認められた同業者組合のために留保されるべきであるとして、事実上は小売業を貴族が自由に行うことは求めていない。一方、多数を占めたのは、自由で独立した職業である卸売業とは異なり、小売りは規則に縛られ、従属的で不安定なため、貴族の感情とは両立しない要素があるとする意見である。こうした小売業へのある種の蔑視はコワイエやフォルボネにも見られるものであった。ネゴシアンが祖国に貢献する名誉ある人々であるとする議論の中で、彼らは小売業者とは違うのだということが強調されたのである(48)。だが、意見が分かれたのはこの点についてだけである。商業に課される税については貴族の免税特権は認められない、貴族が他の商人と同じ税を負担するのは当然であるとされる。

第二点については議論の余地はなかった。商人代表たちにとって商業を行う以上、貴族といえども商事裁判所に服すること、そして、商事裁判所判事など商人が担うべき義務を果たすのは当然だった。平民である一般の商人が負うべき義務を貴族は免れるという考えは彼らには全くなかった。逆に商事裁判所判事は名誉ある地位であるとして、在任中は貴族特権を与えること、二代あるいは三代続けてその地位に選ばれた家には終身貴族の地位を、四代続けた場合には世襲の貴族身分を与えることを提案している。つまり、彼らは貴族が商人としての義務を果たすことを当然視すると同時に、商事裁判所判事といった商人世界における役職を貴族身分に値するものとすることで、二重の意味で貴族と商人との間の壁を取り払おうとしている。言い換えれば、少なくとも商業の世界においては、商人代表たちは貴族と商人との間の平等を要求しているといえるだろう。

このことは彼らが貴族の商業への参入を認める条件であったといってもよい。もちろん、幾度も指摘したように、貴族の参加は商業と商人の地位を向上させるための手段であったが、同時に、16世紀以来、貴族の困窮を受けて特権喪失法の緩和が問題となると、第三身分はそれに反対してきたという経緯がある⁽⁴⁹⁾。そもそも特権喪失法の理論化は15世紀後半から16世紀にかけてタイユの恒常化と並行して進んだ。第三身分はタイユを免除される貴族が商業活動において自分たちの競争相手となることを嫌ったのであり、そもそも特権喪失法は第三身分からの要求であったとされる⁽⁵⁰⁾。この点はコワイエを批判した論者たちも指摘している。アレス・ドゥ・コルベは、第三身分は商業に関しては自分たちに優先権があると考えており、貴族の参入など望んでいない、としている⁽⁵¹⁾。またブロ夫人は商人同士は平等であるはずだとの観点から、貴族の商業への参入が第三身分にとっては不愉快な結果を招くという。

貴族が自分たちの仲間になったからといって平民の商人たちにとってどんな栄誉があるというのか。貴族がその特権を何ら失うことがないとしても、だからといって平民の特権が増すわけではない。それどころか貴族は商人の間の平等を台無しにして、自分たちは優遇されて当然だという態度を取るだろう。そうなれば貴族が商業をするようになっても平民は鼻が高

いどころか、かえって自尊心が傷つくに違いない。豪華で贅沢な暮らしをしている豊かな商人にとって、隣人である貴族が自分と同じ商人、それも自分より貧しい商人だというのに、身分議会に出席し、娘を教会参事会に入れ、妻にはドレスをまとわせ、その帳簿には紋章を描き、地区の徴税係に尊大な態度を取り、教区でのあらゆる名誉特権を享受し、請求書にも「殿」と書かせるのを見て、不愉快には思わないだろうか? (52)

貴族が免税特権を保持したまま、言い換えれば税制上の優遇措置を受けたままで商業の世界に参入するのは不公平である。また、その社会的威信を盾に第三身分の商人仲間を見下すのは不当であろう。このため第三身分は貴族による商業に異議を唱えてきたのである。通商局に集う商人代表たちも、こうした不公平を容認したまま、貴族の富と名声を商業に投入しようとしたわけではない。すでに見たように、彼らは商業に関する限り、課税であれ商事裁判所への服従であれ役職に就く義務であれ、貴族を特別扱いするつもりは全くなかった。逆に有力商人に貴族身分を与えることで、商人の社会的ステイタスを上に引き上げ、商人が貴族に見下されることのない地位を手に入れることを求めているのである。

つまり、貴族身分とは有力商人にとって二重の意味で利用可能なものだと見なされている。ひ とつには貴族を商業に参入させることで商業の社会的地位を向上させる手段として、もうひとつ は成功した商人への報酬としてである。手段であれ、報酬であれ、貴族身分がこのように機能す るためには身分の区別、貴族身分に伴う特権と名声が前提となることは言うまでもない。商人代 表たちは貴族と商人との平等を求めたとはいえ、その要求はあくまで商業世界の内部に限定され ている。確かに商人代表たちは、成功した商人が実業界から身を引いて官職や土地の購入に資産 を振り向けることには批判的だが、貴族身分を手に入れて様々な特権を享受し、社会的栄誉を手 に入れることには反対していない。貴族身分と商業活動を両立可能とすることで、いつまでも商 業を続けることを望んでいたとはいえ、貴族身分が魅力ある存在であったことは間違いないし、 実際、売官制を通じて貴族になろうとする動きは革命まで絶えることはなかった。その意味では 商人による平等への志向や身分制への批判を過大に評価するのは誤りであろう。しかし、彼らの 念頭にある貴族観が、コワイエを批判した人々の貴族観、つまり自己犠牲と武勲への代償として の貴族、軍事的な名誉追求を本質とする貴族、あるいは正義の執行という高貴な職務を果たす司 法官としての貴族とは異なるものであることは疑いない。彼らがイメージしていたのは商業的成 功への報酬としての貴族、身分獲得後も商業を続け、自ら富を積みながら国家の経済的発展にも 貢献する貴族なのである。こうした貴族像がコワイエたちが目指していた貴族のイメージと重な ることは言うまでもないだろう。

四 貴族への眼差し

最近の研究には、「商人貴族論争」を読み解く鍵として「パトリオティズム=祖国愛」という概念を重視するものが多い⁽⁵³⁾。確かに「祖国」という語はどちらの陣営にとっても自説の正当化の根拠として使用されている。ダルクの作品の副題は「フランスの愛国者」だが、論者たちは互いの愛国心を認めながらも、どちらの主張が真に祖国のためになるのか、いずれの陣営が本当の愛国者なのか、そして貴族が祖国に貢献する上でもっとも有効な方法は何であるのかを競って

いるといえよう。このような問題を争点として激しい論争が起きたこと自体、果たして貴族は祖国にとって有用な存在であるのか、貴族は本当に祖国に貢献しているのかという点が疑問視されていたことを示している。もし、貴族が役に立っていないとしたら、彼らがもつ身分特権の正当性の根拠は何なのか。商人貴族論争は潜在的にはこうした疑問にも結びつく可能性を持っていた。

コワイエの答えは明快である。軍人になるのは大いに結構、司法官でも構わない、しかし、どちらでもない貴族が何もせず役立たずのままでいることは許されない、ならば商業をせよ、ということである。無為の貴族は国家にとっては負担でしかないとの見解はコワイエだけでなく彼を支持するパンフレットにも見られるが⁽⁵⁴⁾、1765年に出版された『新しいフランスあるいは商業的フランス』の記述からは無為の貴族への批判がより高まっていることが伺える。

しかし、自分たちの身分を特別扱いして、商業は特権を喪失させると思いこんできた結果、 貴族が公共善への奉仕と専念という点で、少なくとも商人には負けられないという気持にな り、そうした競争心のせいで美徳の鑑として他の人々の手本になったとでもいうのであれ ば、それはそれで望ましいことであったろう。そうすれば貴族は何もしていないなどと著述 家たちに非難されることもなかったに違いない。しかし、そうではない以上、このような空 想的な偏見はさっさと捨てて、才能もなければ財産もないために生まれに相応しい地位に就 くことができない貴族は、商業で精一杯頑張るしかないはずだ。それが自分自身のためであ り、国家に役立つことにもなるのである⁽⁵⁵⁾。

ここには貧乏から抜け出すために一時的に商業に頼るだけでよいとしたコワイエ流の誘い文句はもはやない。商業への偏見が貴族の徳性を高め、彼らを有用な人間にしているのであればともかく、現実はそうではない以上、この偏見は有害なのである。コワイエの記述には予想される反発を和らげるための工夫が散見されたが、この作品においては武勇のみを尊び、商業を軽蔑する貴族たちの偏見に対する攻撃はより露骨であるように見える。

貴族は「公共善への奉仕と専念という点で」誰よりも勝っていなければならず、「美徳の鑑として他の人々の手本」となるべきだという考えはコワイエを批判する著者たちにも共通する。というより、むしろ彼らのほうがこの点を強調せざるを得なかった。身分制の維持のため厳格な身分の区別を要求する彼らにとって、特権と社会的威信を伴う貴族という特別な地位は祖国への際立った奉仕と優れた徳性の結果でなければならないからである。さもなければ貴族身分とその特権を正当化する根拠は失われる。問題は祖国への奉仕と優れた徳性という概念を身分制原理の枠内で解釈すべきか否かにあった。ダルクによれば貴族といえど貴族である前にひとりの市民なのであり、何の役にも立たない市民は祖国に対して罪を犯している、そして貴族であることの特権とは、国家が市民に対して求める重要な奉仕の中から、何を選ぶか自分で決めることができることなのだという「566」。つまり、彼の議論の文脈に即して言えば、軍務という輝かしい手段による奉仕を優先的に選ぶことができるのが貴族の特権なのであり、この意味で貴族のために取っておかれるべき士官ポストが売官制ゆえに非貴族の手に渡ることはこの特権を侵すことに他ならない。

祖国への貢献の有無を問われ、それに答えなければならない状況は、貴族身分という存在の意 義や有益性が自明のものではなくなったことを示しているが、それに対応して「貴族的に生きる」 という言葉への評価あるいは解釈も変化せざるを得ない。もともと「貴族的に生きる」とは、生産的活動はせず、基本的には領地からの収入をもとに消費生活を送ることであり、富裕な第三身分にとっては憧れの対象となる生活様式だったが、反コワイエ派のひとりラ・オスは、貴族全員を祖国への奉仕のために動員することを求めた上で、いわゆる「貴族的に生きる」とは、国家にとって役立たずでいることだとしている⁽⁵⁷⁾。また、系譜学者モガールが革命前夜に出版した『貴族に関する考察』はこの言葉を再解釈することで貴族を正当化しようとする姿勢を示している。

貴族的に生きるとは、何もしないで人生を過ごすことではない。それは軍務に就くこと、あるいは封地を所有すること、というのも封地を所有すれば軍務が義務となるからだが、そして最後に、貴族身分と両立するような何らかの名誉ある仕事を通じて祖国もしくは公共に有益な奉仕をすることである⁽⁵⁸⁾。

封建制に基づく軍事招集など行われなくなって久しい時代に、封地の所有を軍務に結びつけることの是非は措くとしても、著者の狙いそのものは明らかだろう。それは、身分に相応しい職業による祖国への奉仕こそが「貴族的に生きる」ことだとすることで、貴族という存在の有益性をあらためて確認することである。ラ・オスは「貴族的に生きる」ことを否定し、モガールはこの概念を再解釈する。しかし両者はともに貴族に対して祖国への積極的な貢献を求めることで貴族という存在を正当化しようとしているのである。

しかし、彼らにとって貴族が祖国に奉仕する形態は商業であってはならなかった。各身分にはそれぞれ固有の機能が存在し、それに専念することが身分制社会の基本原理だとする立場からは、本来第三身分が担うべき商業に貴族が参入することは容認できない。だとすれば、貴族が取るべき選択肢は限られる。ひとつは、あくまで貴族は軍人か司法官であるべきだとの原則を守ることである。だが、この場合はいうまでもなく売官制が大きな障害となる。そのため売官制を廃止し、士官や司法官のポストには貴族を優先するよう求められたのは当然であった⁽⁵⁹⁾。また、ダルクが提唱し、ラ・オスが賛同した貴族だけで編成される特別部隊の創設案も同じ方向を目指している⁽⁶⁰⁾。

もうひとつの選択肢は農業による貢献である。農業は領地経営の一環でもあり、商業とは違って、貴族にとって農業に励むことへの抵抗感はない。また、領地の広さと収入の多寡は様々であったにせよ、多くの貴族が領地経営に熱心であったことも事実である。そして何より重要な点は、貴族を領主としての側面から捉えた場合、農業は身分制と抵触しないことである。それどころか、先述したように本来「貴族的に生きる」とは領地収入によって生活を支えることだった。ミラボーや『ジュルナル・エコノミーク』、『文芸年鑑』はこの立場を取っている(61)。

1781年、富裕な新興貴族の排除を目的として、軍における売官制の漸進的な撤廃と士官就任の条件として四代以上続く血統貴族であることを定めたセギュールの規則は、売官制の撤廃または制限を求める第一の選択肢を実践しようとしたものだと見ることができる。また、1760年代の農業ブームは貴族の農業への関心を高めることで第二の選択肢を現実のものとする方向性を有していたと言えるかもしれない。しかし、セギュールの規則は成果を挙げる前に革命が始まり、身分制そのものが廃止されてしまったことから、身分制の維持を求めた陣営からすればいわば遅きに失した改革にすぎなかっただろう。また、農業ブームにしても、コワイエの商人貴族論と同じく、

貧乏貴族を救済できるものではなかった。というのも領地経営によって貧困から抜け出せるくらいならはじめから問題はなかったからである。つまり、貧乏貴族はここでも置き去りにされざるを得ない。わずかな領地しかなく、いくら農業に励んでも没落の危険を回避できず、祖国への貢献どころではない貧乏貴族は役立たずの市民でいるほかなかったのである。ダルクたちは貴族が他の市民にまして祖国に貢献するのは当然だとの立場から、無為の貴族は特権喪失の対象とすべきであるとさえ主張したが⁽⁶²⁾、こうした議論はあくまで、軍における貴族優先や貴族のみによって編成される貴族部隊の設置などによって、軍人を目指す貴族全員を軍隊が吸収できる体制を整えることを前提としていた。しかし、そのような体制が実現しない以上、少なからざる貴族にとって有用な市民となる道は閉ざされたままであった。

このような状況は伝統的な身分制の支持者には苛立たしいものであっただろう。1777年に出版 された『フランス貴族に関する歴史的・道徳的・政治的概要』は貴族による反論だが、そこには 目新しい議論は見られない。それどころか、冒頭の献辞において著者は、貴族は「公益にとりわ け奉仕し、専心している」のだから「もっとも立派な地位、もっとも輝かしい任務、最も重要な 職は貴族のために留保される」のが当然であると主張している⁽⁶³⁾。貴族が公益に奉仕している かどうかがまさに問われているというのに、著者はこの点をいわば自明の前提として議論を進め ようとする。貴族はとりわけ公益に奉仕している団体であるとの認識が共有されていれば、身分 特権に対する疑問が生じることはないだろうし、そもそもコワイエの提案が激しい論争を引きお こすこともなかっただろう。著者は続けて、司法官も武器を取り、軍人も裁判官となる以上、司法 官と軍人を区別するのは無意味であり、ゆえにフランス貴族には一種類しかないこと、貴族を区 別するのは家門の古さだけであること、古くからの貴族ほど高い地位を与えられるべきであるこ と、身分違いの結婚は誤りであり、貴族の血の純潔性を守るべきことなどを次々と主張する(64)。 このような伝統的な主張だけを見ていると、18世紀後半において貴族批判など存在しなかったか のような印象を受けるが、むしろこうした言説は貴族身分そのものの価値が疑問視され始めた状 況を逆説的に反映したものといえるだろう。逆に『商人に捧ぐ書簡体詩』(1764) は貴族身分へ の批判の高まりを示す例である。ここでは、有用な仕事である商業を捨てて貴族になりたがる風 潮を批判する中で、貴族身分自体の価値が否定されている。貴族の肩書きなど役にも立たない権 利に過ぎず、貴族の称号はもはや高貴さとは何の関係もない、貴族身分を買うくらいならもっと 有効な金の使い方があるというのである⁽⁶⁵⁾。17世紀以来、王権は有力なネゴシアンに貴族身分 を与えることで商業と商人の社会的地位を高めようとしてきた。この方針は通商局の商人代表た ちによっても積極的に支持されていたし、商人貴族論争においても主張され⁽⁶⁶⁾、またその後も、 商業を活性化させる有効な手段のひとつとして認められている⁽⁶⁷⁾。しかし、この『商人に捧ぐ 書簡体詩』では、報酬であるはずの貴族身分が果たして価値のあるものなのかという疑問が投げ かけられている。もちろん、この作品はせっかく商業によって得た富を官職購入につぎ込み、商 業を辞めて貴族になりたがる傾向を問題視しているのであり、商業活動への報酬としての貴族身 分の授与、その後も商業を続けることを前提とした貴族身分の獲得を直接批判しているわけでは ない。だが、貴族は果たして祖国に貢献しているのかという疑問が、貴族身分とは何か、それは 本当に必要なのかという疑問に結びつく可能性をもつことは明らかだろう。その意味でも商人貴 族論争は、厳しさを増す貴族への眼差しを予感させるものであったといえるだろう。

結び

最後にコワイエが投じた問題が1789年においてどのように論じられたかを示すひとつの例を取り上げることにしたい。『商業および商人という職業の尊厳』と題されたその作品は、基本的には特権喪失法の廃止を要求しており、参考資料として全国三部会開催に先立って起草された全国の陳情書のうち同様の要求を記したものの抜粋を掲載している。著者は商業は卑しいとする偏見を告発し、売官制を通じた貴族身分の取得とそれに伴う商業からの撤退を批判する。ここまでは伝統的といってよい議論である⁽⁶⁸⁾。また、商業を行う以上、貴族であっても特別扱いするのは不公正であり、平民の商人と同じ義務を負うのは当然だとしているが⁽⁶⁹⁾、これもすでに見た通商局の商人代表たちの見解と同じものだ。しかし、著者の貴族身分への態度は1750年代とは比較にならないくらいに厳しい。役に立っていない貴族が批判の対象となるのは当然だとしても、そこには元軍人も含まれる。たとえ軍人として長年祖国に仕え、その後退役した貴族であっても著者は容赦しない。貧しい民衆にとって役にも立たず乱暴なだけの退役軍人を養ってやらねばならないのは迷惑であるという⁽⁷⁰⁾。さらに著者の攻撃は貴族特権と貴族身分そのものにも向かう。貴族の免税特権が結局は民衆の負担となる以上、貴族身分を徳への報酬とすることは誤りだ。それに、

かつての貴族は自前で従軍していた。特権を与えることでその分を補償してやるのは正しいことだったろう。しかし、今では貴族であれ平民であれ、誰もが戦争に行き、司法官にもなり、国家から俸給を受け取る以上、免税特権は不当である。このような不当な代価は徳には相応しくない⁽⁷¹⁾。

さらに著者は士官ポストの候補者に四代以上続く貴族であることを求めた王令の廃止のみならず、売官制を撤廃し、宮廷・軍・司法・教会すべての職において能力主義に基づく採用を徹底するよう求める⁽⁷²⁾。もちろんそこでは富の力も生まれの価値も優先されない。

この作品は革命直前の反貴族主義的な政治的空気の一端をよく伝えている。しかし、それと同時に、「身分制との両立」「貧乏貴族の救済」を謳いながら提示された「商人貴族論」という社会の再編成案が、最終的にたどり着くひとつの論理的帰結がここには示されていると見ることも可能である。

実際には、革命に至るまで、貴族であることはそれに伴う身分特権と社会的威信ゆえに憧憬の対象であることをやめなかった。しかし、売官制を通じた貴族身分の獲得は貴族身分と祖国への貢献・優れた徳性との繋がりを切断していたし、多くの貧乏貴族が社会に対して何の貢献もしていないことは事実であった。こうした状況の中で貴族に向けられる視線が厳しいものとなっていったのは確かである「73」。貴族身分とその特権を擁護する人々にとって、有用な市民であれという要求を拒否することは不可能だった。そのため、彼らはあらためて貴族を祖国に貢献する有用で有徳な市民として位置づけることを迫られたのである。だが、この試みが失敗すれば貴族は身分特権の根拠を問われ、ひいては貴族そのものの存在理由が疑問視されることになるだろう。軍人でも司法官でもない貴族は、商業を行い、祖国に貢献せよというコワイエの呼びかけは、困窮した貴族を救いたいという彼の表向きの主張とは裏腹に貴族を追いつめるものであった。そし

て、商人貴族論争が投げかけた課題は革命による身分制の廃止まで問われ続けることになったのである。

- (1) 代表的なものとしては、Mirabeau, Victor Riqueti, *L'ami des hommes*, Avignon, 1756-60. [Pinczon du Sel des Monts], *Considérations sur le commerce de Bretagne*, [Rennes], J. Vatar, 1756.
- (2) Smith, Jay M., Nobility Reimagined; The Patriotic Nation in Eighteenth-Century France, Cornell U. P., 2005. とく に Introduction と chapter 3.
- (3) Shovlin, John, "Toward Reinterpretation of Revolutionary Antinobilism; The Political Economy of Honor in the Old Regime", *The Journal of Modern History*, vol. 72, no. 3, 2000, pp. 35-66. "Political Economy and the French Nobility 1750-1789" in *The French Nobility in the Eighteenth-Century; Reassessments and New Approaches*, ed. by Jay M. Smith, The Pennsylvania State U. P., 2006, pp. 111-138. *Political Economy of Virtue; Luxury, Patriotism, and the Origins of the French Revolution*, Cornell U. P., 2006, pp. 58-65. また、サラ・メイザは18世紀のフランスにおける「ミドル・クラス意識」の不在を論じながら、貴族の機能と特権に対する批判とそれに対抗するための貴族による自らの機能と性質の再定義が当時、明確な対立点であったとしている。その中でコワイエは生産者と寄生者というカテゴリーに社会を分類することで貴族を批判し、コワイエを批判したシュヴァリエ・ダルクは身分制という枠組を擁護したと位置づけられている。Maza, Sarah, "Luxury, Morality and Social Change; Why there was no Middle-Class Consciousness in Pre-Revolutionary France", *Journal of Modern History*, vol. 69, no. 2, 1997, pp. 199-229.
- (4) Clark, Henry, Compass of Society; Commerce and Absolutism in Old-Regime France, Lexington Books, 2007, pp.140-142.
- (5) Adam, Ulrich, "Nobility and Modern Monarchy; J. H. G. Justi and the French Debate on Commercial Nobility at the beginning of the Seven Years War", *History of European Ideas*, no. 29, 2003, pp. 141-157.
- (6) 森村敏己「アンシャン・レジームにおける貴族と商業―商人貴族論争(1756~1759)をめぐって 」『一橋 大学社会科学古典資料センターStudy Series』no. 52, March, 2004.
- (7) 特権喪失法とその緩和の歴史については、Zeller, Gaston, "Une notion de caractère histrio-social; la dérogeance", *Cahier international de sociologie*, XXII, 1957, pp. 40-74. Bigne de Villeneuve, Marcel de, *La dérogeance de la noblesse sous l'Ancien Régime*, Sedopols, 1977 (Réimp. de l'édition de Rennes, 1918). 森村、前掲論文。
- (8) [Mathias de Saint-Jean], Le commerce honorable ou considérations politiques, Nantes, 1646. またケスラーによれば、1682年に出版された Jean Toubeau, Les institutions du droit consulaire, ou la jurisprudence des marchands. においても高まる商業の重要性を理由に貴族による商業への参入が求められているという。Kessler, Amalia D., A Revolution in Commerce; The Parisian Marchant Court and the Rise of Commercial Society in Eighteenth-Century France, Yale U. P., 2007, p. 271.
- (9) Savary, Jacques, *Parfait négociant*, Paris, Louis Billaine, 1675, Livre I, p. 41.
- (10) [Coyer, Gabriel François, abbé], *La noblesse commerçante*, Londres & Paris, Duchesne, 1756, pp. 18-19, 163-164.
- (11) たとえば、[Arcq. Philippe Auguste Saint-Foix, chevalier d'], La noblesse militaire ou le patriote français, [s.l.], 1756, pp. 92-99. [abbé Barthouil], Lettre à l'auteur de la noblesse commerçante, Bordeaux, [1756], pp. 20-27. [Alès de Corbet], Nouvelles observations sur les deux systèmes de la noblesse commerçante ou militaire, Amsterdam, 1758, pp. 53-56, 90-91, 149-159. [La Hausse], La noblesse telle qu'elle doit être; ou moyen de l'employer

utilement pour elle-même et pour la patrie, Amsterdam & Paris, 1758, pp. 5-6. Anonyme, Réflexions sur la noblesse commerçante, Lampsage, 1759, pp.8-10. とくに詳細な反論は、[Vento des Pennes, Marquis de], La noblesse ramenée à ses vrais principes ou examen du développement de la noblesse commerçante, Amsterdam & Paris, 1759, pp. 191-198, 216-241.

- (12) [Seras, P.], Le commerce ennobli, Paris, 1756, pp. 22-24. [Billardin de Sauvigny], L'une et l'autre ou la noblesse commerçante et militaire, [s. l.], 1756, pp. 7-8.
- (13) Mémoires de Trévoux, avril 1756, vol. 1, pp. 879, 899-900.
- (14) Ibid., juillet 1756, vol. 2, pp. 1818-1819.
- (15) Journal des Sçavans, juillet 1756, p. 451.
- (16) Ibid., août 1756, p. 544.
- (17) Abbé Marchetti, Discours sur le négoce des gentilshommes de la ville de Marseille; et sur la qualité de nobles marchands qu'ils prenoient il y a cent ans, adressé au roy, Marseille, Charles Brebion & Jean Penot, 1671.
- (18) de la Roque, Gilles André, *Le traité de la noblesse*, éd. par H.-M. de Langle & J.-L., de Tréourret de Kerstrat, Mémoire & Documents, 1994, pp. 404 et 411. (初版は1678年)
- (19) Fénelon, *Plans de gouvernement, dans Œuvres complètes*, Gallimard (Bibliothèque de la Pléiade), tome 2, 1997, pp. 1100-1102.
- (20) Shovlin, "Political Economy and the French Nobility 1750-1789". また定期刊行物における商業問題への関心の高まりについては津田内匠「1750年代のフランス経済学の動き "Economistes" 直前の Economistes 』 『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』no. 1, March, 1982.
- (21) このことはショヴリンも繰り返し強調している。Shovlin, "Toward Reinterpretation of Revolutionary Antinobilism", "Political Economy and the French Nobility 1750-1789".
- (22) La noblesse commerçante, p. 31.
- (23) Coyer, Développement et défense du système de la noblesse commerçante, Amsterdam & Paris, Duchesne, 1757, 2vols, tome 2, p. 77.
- (24) Richard, Guy, "Une essai d'adaptation sociale à une nouvelle structure économique; la noblesse de France et les sociétés par actions à la fin du XVIIIe siècle", Revue d'histoire économique et sociale, XL, 1962, pp. 484-523. La noblesse d'affaires au XVIIIe siècle, Armand Colin, 1974.
- (25) Marraud, Mathieu, La noblesse de Paris au XVIIIe siècle, Seuil, 2000, pp. 316-327.
- (26) この点については拙稿、とくに第四節を参照。
- (27) La noblesse commerçante, p. 52.
- (28) *Ibid.*, pp. 206-207, 214-215.
- (29) Doyle, Willliam, Venality; The Sale of Offices in Eighteenth-Century France, Clarendon Press, 1996, pp. 164-165.
- (30) Shovlin, "Toward Reinterpretation of Revolutionary Antinobilism".
- (31) [Forbonnais, François Véron Duverger de], Lettre à M. F. [=Fréron] ou examen politique des prétendus inconvéniens de la faculté de commerce en gros, sans déroger à sa noblesse, [s. l.], [1756], p. 24.
- (32) [Garnier, Jean Jacques], Le commerce remis à sa place; réponse d'un pédant de collège aux novateurs politiques, adressée à l'auteur de la lettre à M. F., [s. l.], 1756, pp. 7-15.
- (33) La noblesse militaire, p. 102.
- (34) Fresnais de Beaumont, La noblesse cultivatrice, Paris, Benoit Morin, 1778, pp. [3]-6.

- (35) Ibid., p. 12.
- (36) Ibid., pp. 18-23.
- (37) Richard, *op.cit.*, p. 26. Cheminade, Christian, "Libéralisme, corporatisme et dérogeance; à propos des édits sur le commerce de 1701 et 1765", *Dix-huitième siècle*, no. 26, 1994, pp. 269-284.
- (38) 以下通商局の成立をめぐる経緯とその機能と構成については、Bonnassieux, Pierre (éd.), Conseil de commerce et Bureau du commerce (1700-1791), Genève, Mégariotis Reprint, 1979 (Réimp. de l'édition de Paris, 1900), pp. ix-xxxi. Smith, David Kammerling, "Structuring Politics in Early Eighteenth-Century France; The Political Innovation of the French Conseil of Commerce", Journal of Modern History, vol. 74, no. 3, 2002, pp. 490-537.
- (39) Archives Nationales, F/12/101/1 et F/12/102/1. Procès verbaux du Bureau de Commerce. この勅令計画については以下の研究が分析を行っている。Lévy-Brûhl, Henri, "La noblesse de France et le commerce à la fin de l'Ancien Régime", Revue d'histoire moderne, VIII, 1933, pp. 209-235. Cheminade, "loc. cit.". 両者は共に計画案が挫折した理由をもっとも有力な同業者組合であるパリの六大組合による反対に求めている。彼らは自分たちが独占的な営業特権を持つ領域に商業活動の自由が導入されることに断固として反対したのである。とくにシュミナードは商人代表たちが目指したのは、そして六大組合が強硬に反対したのは貴族による商業そのものよりも、卸売業の完全な自由であったとしている。
- (40) Archives Nationales, F/12/711. Avis des Députés du Commerce (29 décembre 1757). 以下、商人代表たちの「意見書」の検討はすべてこの史料による。
- (41) Archives Nationales, F/12/51. 15 avril 1701.
- (42) Archives Nationales, F/12/102/1. 15 décembre 1757.
- (43) Parfait négociant, Livre I, pp. 370-372.
- (44) Kessler, op. cit., pp.162-165, 174-175.
- (45) 1757年12月15日付けの通商局議事録にも全国から寄せられた回答は簡単に紹介されているが、商人代表たちの「意見書」の方がより詳しくその内容を掲載しているので、以下の叙述は「意見書」による。
- (46) 反対ではないがメスの高等法院は「貴族が仲買人を通じて」なのか「貴族が仲買人となって」なのか明瞭でない表現があるのでこれを修正するよう求めている。また、レンヌ高等法院は、相続に関するブルターニュの地方慣習法第561条および562条がある限り、新たに勅令を公布してもこれまでの勅令と同じくブルターニュでは効果を発揮しないだろうとしているが、計画案自体に反対しているわけではない。ブルターニュでは貴族が商業によって獲得した財産は貴族的相続の対象から外され、平民的相続つまり平等な分割相続の対象になるとされていた。Meyer, Jean, *La noblesse bretonne au XVIIIe siècle*, Ecole des Hautes Etudes en Sciences Sociales, 2e édition, 1985 (première édition, 1966), 2vols, tome 1, pp. 137-139. 貴族的相続では、財産の散逸を防ぎ、家名と家産を守るため長子を極端に優遇する相続が行われる。これが次子以下の貧困の大きな原因であり、貧乏貴族の多くは次子以下の家系の人々であったとされる。コワイエが家を継げない次子以下にとって商業は救いとなると主張したのもこうした事情による。
- (47) L'année littéraire, 1756, tome 2, pp. 51-58.
- (48) La noblesse commerçante, pp. 210-213. Lettre à M. F., pp. 60-63.
- (49) Richard, op. cit., p. 19-21.
- (50) Brunelle, Gayle K., "Commerce and Derogation in Normandy", in Mack P. Holt (ed.), *Society and Institution in Early Modern France*, The University of Geogia Press, 1991, pp. 63-79.

- (51) Nouvelles observations sur les deux systèmes de la noblesse commerçante ou militaire, p. 89.
- (52) Madame Belot, Observations sur la noblesse et le tiers-état, Amsterdam, 1758, pp. 26-28.
- (53) スミスは18世紀フランスの論壇において重要なキーワードであった「名誉」と高まりつつあった平等への 志向をつなぐ鍵はパトリオティズムであったとの前提から「商人貴族論争」を解釈している。Smith, *op. cit.*, pp. 1-8, 104-142. またショヴリンやクラークもこの論争を同じパトリオティズムという用語をめぐる争いと見 る。Shovlin, *op. cit.*, p. 58. Clark, *op. cit.*, p. 136.
- (54) [Anonyme], Le citoyen philosophe, ou examan critique de la noblesse militaire, [s. l.], 1756, pp. 22-23. この匿名 の著者はコワイエよりさらに厳しく、軍人であるにせよ平時には彼らを養う第三身分にとって貴族は負担でしかない、としている。Ibid., pp. 39-40.
- (55) Tixedor, F. X., Nouvelle France ou France commerçante, Londres, 1765, pp. 223-224.
- (56) La noblesse militaire, p. 189.
- (57) La noblesse telle qu'elle doit être, p. 221.
- (58) Maugard, Antoine, *Remarques sur la noblesse*, présenté et préfacé par Henry-Melchoir de Langle et Jean-Louis de Treourret de Kerstrat, Société de Recherches Historiques et Nobiliaires, 1991 (l'édition originale 1788), pp. 279-280.
- (59) 反コワイエ派には、完全な廃止要求から、廃止する必要はないが貴族優先を原則とすべきとの意見まで幅はあるが、基本的に売官制を批判する議論が多く見られる。たとえば Nouvelle observations sur les deux systèmes, pp. 59-61, 150. La noblesse ramenée à ses vrais principes, pp. 74-75. また1766年に出版された作品でも貴族は専制への防壁であり、またその存在が君主の安全と臣民の幸福を保証するとの立場から、君主は財力だけが取り柄の新興貴族より古くからの名門貴族を優先すべきだとして売官制が批判されている。Serras, Jean de, Gouvernement politique et économique, Amsterdam, 3vols., 1766, tome 1, pp. 201-207. ちなみにこの著者は「商業をおろそかにすることは国家に対する犯罪」だとするほど商業を重視している。しかし、それを担うのは貴族ではないのである。Ibid., tome 3, p. 3.
- (60) La noblesse militaire, pp. 164-187. La noblesse telle qu'elle doit être, pp. 94-95.
- (61) L'ami des hommes, seconde partie, pp. 6-8. Journal œconomique, janvier 1757, p. 25. L'année littéraire, 1757, tome V, pp. 252-253. また農業に加え、製造業に従事すればよいという意見もある。製鉄業やガラス製造を営む貴族は多かったし、また領地内に工場を建て、領民を雇用することは領主的パターナリズムの表れであった。こうした立場を取る作品としては、[Lacombe de Prezel, H.], Les progrès du commerce, Amsterdam & Paris, 1760, p. 309. および Pinczon de Sel des Monts, op. cit., pp. 126-131. この著者は自らが工場を経営する貴族であった。
- (62) La noblesse militaire, pp. 188-189. La noblesse telle qu'elle doit être, pp. 93-97.
- (63) [Toustain de Richebourg, Charles Gaspard], *Précis historique, moral et politique sur la noblesse française*, Amsterdam, Marc-Michel Rey, 1777, p. iv.
- (64) Ibid., pp. 12-13, 29-32, 96-109.
- (65) Leprieur, M., Epître à un commerçant, Paris, Renard, 1764, pp. 5-15.
- (66) Le commerce ennobli, pp. 29-32. ここでは四代続いた卸売業者に貴族身分を与えることが提案されている。ただし、貴族身分を得た場合、その孫の代までは商業を続けなければならないとする。
- (67) [Dudevant, L. M.], L'apologie du commerce; essai philosophique et politique, Genève, 1777, pp. 48-49. こちらは 三代続けば貴族身分を与えるという提案。ただし、商業が名誉あるものとなれば、貴族になった後も商業を

辞めないはずだとして、子孫に商業を続ける義務は課していない。

- (68) Abraham-Hyacinthe, Anquetil-Duperron, *Dignité du commerce et l'état de commerçant*, [s. l.], 1789, pp. 30-35. 実際、著者はコワイエの作品を幾度も注に掲げ、賛同している。
- (69) Ibid., pp. 118-120.
- (70) Ibid., pp. 19-22.
- (71) Ibid., p. 39.
- (72) Ibid., p. 151.
- (73) ただし革命前夜の反貴族主義的言説に至るまでの流れは単純ではない。この点については Jay M. Smith, op.cit. またショヴリンは1770年代以降の貴族批判の論点として宮廷貴族の奢侈に対する反感を重視している。 Shovlin, op. cit., chapter 4.

(一橋大学大学院社会学研究科教授)